

令和6年11月11日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、石神井スポーツボクシングジム（以下「石神井スポーツジム」という）所属ボクサーである沼倉 真子（ライセンスNo.50161）選手を令和 6 年 11 月 7 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

理由： 石神井スポーツジム沼倉 真子選手は、令和 6 年 11 月 8 日の試合の前日計量において 1.4 k g 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は沼倉 真子選手を令和 6 年 11 月 7 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、石神井スポーツジムのマネージャーである奥田 喜久二（ライセンスNo.18580）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 奥田 喜久二は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション